第十三条	第四条の二第一項若しくは第三項、第七条第一項、第九条の五第一項、第九条の五の二第一項若しくは第二項、第九条の五の三第一項から第三項まで、第九条の八第一項、第十条第一項又は前条	第七条第一項、第十条第一項又は前条
第十三条及び第十六条第二項	地方運輸局等	地方運輸局
第十五条	地方運輸局等の名称	地方運輸局の名称
第十六条第一項	法第十条第一項	法第二十二条の三第二項において準用する法第十条第一項
第十七条	法第十条第二項	法第二十二条の二第七項において準用する法第十条第二項

（講師要件に係る船舶及び乗船履歴）

第六十五条の九　法第二十二条の五第一項第二号ニの国土交通省令で定める船舶及び乗船履歴は、別表第五第一号の表の乗船履歴中船舶の欄に掲げる船舶の区分に応じ、同表の期間の欄に定める期間のいずれかの期間以上乗り組んだ履歴とする。　（新設）

（登録漁ろう操船講習事務の実施基準）

第六十五条の十　法第二十三条において準用する法第十七条の四の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。　（新設）

一　登録漁ろう操船講習事務を管理する者（以下「登録漁ろう操船講習管理者」という。）が、次に掲げる要件に適合していること（登録漁ろう操船講習機関が、国立研究開発法人水産研究・教育機構又は独立行政法人海技教育機構である場合を除く。）。

イ　二十五歳以上の者であること。

ロ　過去二年間に登録漁ろう操船講習事務に関し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者でないこと。

ハ　登録漁ろう操船講習事務を適正に管理できると認められる者であること。

ニ　漁ろう操船講習について必要な知識及び経験を有する者であること。

二　告示で定める必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習の方法が、それぞれ告示で定める基準に適合するものであること。

三　第一号イからニまでに掲げる要件に適合する者であつて登録漁ろう操船講習機関が選任した者が、登録漁ろう操船講習が適切に行われていることを定期的に確認すること。

四　登録漁ろう操船講習管理者及び講師（学校等の教員を除く。以下この号において同じ。）の知識及び能力の維持のため、当該登録漁ろう操船講習管理者及び講師に対し、告示で定める基準に適合する研修を受講させること。

五　告示で定める基準に適合する教科書を使用するものであること。